

答 申 第 244 号

令和7年11月26日

神戸市公立大学法人

理事長 武田 廣 様

神戸市情報公開審査会

会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

令和7年6月27日付市外総第16号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「神戸市外国語大学教授会・役員会の画像及び音声データ」の部分公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

処分庁が本件処分において非公開とした「教授会、役員会が録音・録画された画像データ、音声データ」のうち、別表の「非公開情報」欄記載の情報のうち、同表の「審査会判断」欄に「公開」と記載した部分については、公開すべきである。また、「要判断」と記載した部分については、処分庁においてあらためて公開又は非公開の判断をすべきである。その余の部分为非公開としたことは妥当である。

2 審査請求の趣旨

(1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、次のとおり公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

ア 神戸市外国語大学において、請求者が出席し、下記の日程で開催された教授会につき、

- ①当該教授会が録音・録画された画像データ
- ②当該教授会が録音・録画された音声データ
- ③当該教授会が録音・録画された音声の反訳を行った書面
記

・2022年3月4日・2022年4月8日・2022年5月18日・2022年6月8日
・2022年7月27日・2023年3月17日（全6回分）

イ 神戸市外国語大学において開催された下記の大学役員会につき

- ①議事録
- ②当該役員会が録音・録画された画像データ
- ③当該役員会が録音・録画された音声データ
- ④当該役員会が録音・録画された音声の反訳を行った書面
- ⑤当該役員会の審議結果を報告する「大学役員会での審議結果について」と題する文書
- ⑥当該役員会の議題に関して、当該役員会で配布された資料、事前配布された資料等の関連資料

記

・第26回大学役員会・第27回大学役員会・第28回大学役員会・第35回大学役員会（全4回分）

(2) 神戸市公立大学法人（以下「処分庁」という。）は、本件請求のうち、上記2(1)ア③及び2(1)イ④を除く請求内容については、下記の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、「教授会、役員会が録音・録画された画像データ、音声データ」(Zoom録画データ)を非公開とする部分公開決定（以下「本件処分」という。）

を行うとともに、上記２（１）ア③及び２（１）イ④の請求内容については、公文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件非公開決定」という。）を行った。

- ・ 2022 年 3 月 4 日開催教授会 ZOOM 録画データ
- ・ 2022 年 4 月 8 日開催教授会 ZOOM 録画データ
- ・ 2022 年 5 月 18 日開催教授会 ZOOM 録画データ
- ・ 2022 年 6 月 8 日開催教授会 ZOOM 録画データ
- ・ 2022 年 7 月 27 日開催教授会 ZOOM 録画データ
- ・ 2023 年 3 月 17 日開催教授会 ZOOM 録画データ
- ・ 第 27 回役員会 ZOOM 録画データ ※
- ・ 第 28 回役員会 ZOOM 録画データ
- ・ 第 35 回役員会 ZOOM 録画データ
- ・ 第 26 回役員会資料
- ・ 第 26 回役員会での審議結果について
- ・ 第 27 回役員会資料
- ・ 第 27 回役員会での審議結果について
- ・ 第 28 回役員会資料
- ・ 第 28 回役員会での審議結果について
- ・ 第 35 回役員会資料
- ・ 第 35 回役員会での審議結果について

※記載誤りであるが、本件処分における公開決定通知書の記載どおりに表記

- （３）請求人は、本件処分について、請求した公文書の一部が公開されていないため、非公開とした処分を取り消す、との裁決を求める審査請求を行った。

３ 請求人の主張

請求人の主張を、令和 6 年 8 月 8 日受付の審査請求書、令和 7 年 2 月 14 日及び 4 月 4 日受付の反論書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- （１）本件請求に対し、処分庁は本件教授会データ及び本件役員会データに記録された情報が、条例第 10 条第 4 号に該当するとして非公開とした。しかしながら、条例第 10 条第 4 号の適用にあたって非公開とされる情報は、原則として行政機関等としての最終的な決定前の事項に関する情報のみと解すべきであり、本件情報は、意思決定後の情報であるという点で、条例第 10 条第 4 号の要件を満たさない。
- （２）仮に、本件データの一部に条例第 10 条第 4 号に該当する情報が記録されていたとしても、その部分のみを非公開とすべきであり、その他の部分を部分公開すべきである。また、本件データは画像データ、音声データであり、その内容の一部を切り取ることは技術的に容易である。よって本件処分は、条例第 10 条（公文書の公開義務）、並びに第 11 条（部分公開）に違反する。
- （３）処分庁は本件データの公開により「今後の審議に心理的制限がかかり、率直な意

見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」と主張するが、抽象的な懸念に過ぎず、具体的・現実的な危険性については、何ら証拠が示されていない。また、本件請求によって公開された議事録には、発言者の氏名及び発言内容が記載されている。その議事録と同内容の音声データが公開されたからと言って上記主張にあたるとは言えない。

また、条例第 10 条第 4 号では「著しく損なわれる」ことが求められるが、そのことについて何ら主張がなされていない。

さらに、本件データは過去の議事内容に関するものであり、今後の会議に影響を及ぼすとはいえない。議事録は議事である意思決定の過程を事実に沿って示すものであるから、より詳細な音声データの公開によっても意見交換の内容や意思決定の中立性の点では変わらない。

- (4) 処分庁は「出席者の容姿が記録されているため、特定の個人が識別されうる情報であるし、これを公開することは肖像権を侵害するおそれがある。」と主張する。しかし、誰が出席者となるかについては、規則等においてあらかじめ明らかにされていることから、出席者が特定されうるとは当然想定されていると考えるべきであり、また、肖像権について、出席者は Zoom 会議においてカメラをオンにするように依頼されて、これに自ら応じているのであるから、「みだりに撮影」されたとはいえない。さらに、出席者の容姿についても公開されるのは顔(あるいは上半身)のみであって、地方公共団体の職員として、受任(原文ママ)すべき限度内である。

また、処分庁は、「出席者の音声記録されているところ、発言内容から特定の個人が識別されうる情報にあたる。」と主張する。しかし、議事録には発言者の氏名及び発言内容が記載されており、既に氏名及び発言内容が公表されている以上、音声データのみを非公開とするのは不合理である。

さらに、処分庁は、「発言者が意図しない形で切り取られたデータがインターネット上に公開されるリスクがある等主張するが、このようなリスクは、どのような情報においてもありうるリスクである。

- (5) 処分庁は本件データの部分公開が、「技術的に可能ではあるが、容易ではない」と主張しているが、データの編集技術は確立されており、特定の情報を削除・加工することは十分可能かつ容易である。
- (6) 処分庁は弁明書では「第 26 回および第 27 回の大学役員会の録音・録画された画像データ・音声データは存在しない」と主張されている。一方で、本件非公開決定通知書においてはそのような説明はされていない。本件非公開決定通知書の記載の仕方からみれば、この当時は、本件役員会データが存在していたと読むのが自然である。第 27 回の大学役員会は Zoom を用いた Web 会議として開催されており、通常であれば録音・録画データが自動的に保存されと考えられる。また、会議室でリアルに開催された役員会であっても、議事録作成のために録音がされているとすれば、その保存は一律になされているはずである。
- (7) 処分庁は、出席者の容姿が識別されることを理由に公開を拒否しているが、参加

者が公的な立場で職務を遂行中に、本人が承諾して撮影された議事の様子であり、
*****、肖像権が侵害されるおそれは考えにくい。

また、音声データについても、議事録と一致しており、議事録が公開されている以上、音声データのみを公開しない理由はない。インターネット上での公開についても、本件は特定個人の請求人による情報公開請求であり、インターネットによる公開を前提とした議論は当たらないうえ、議事録の公開においても同様のリスクは存在する。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和7年1月20日、3月13日及び4月30日受付の弁明書、令和7年7月15日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 請求人は「本件処分は、意思決定後の情報であるという点で、条例第10条第4号の要件を満たさない」と主張しているが、審議事項、報告事項、その他に関わらず、発言が公開されるとなれば、今後の出席者の発言に心理的制限がかかり、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(2) さらに、本件データは、神戸市情報公開条例第10条第1号に規定する「特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報であつて」「公にしないことが正当であると認められるもの」に該当するため、非公開情報である。

本件画像データについては、出席者の容姿が記録されているため、これを公開することは肖像権を侵害するおそれがある。

また、本件録音データには、出席者の音声記録されているところ、発言内容から特定の個人が識別されうる情報にあたる。

そして、発言者が意図しない形で切り取られたデータがインターネット上に公開された場合に、発言者が思わぬ批判を受ける可能性も想定される。

(3) また、本件データには全体を通じて出席者の容姿や音声記録されているところ、当該情報の部分のみを分離することは不可能である。

(4) 請求人は「抽象的な懸念に過ぎず、具体的・現実的な危険性については何ら証拠が示されていない。」と主張しているが、不当に損なわれるおそれについて、具体的・現実的な危険性までは要求されていないと解される。教授会及び役員会では会議内容を録音、録画したデータを公開することを前提としておらず、公開すれば今後の審議において、発言に心理的制限が掛かることは容易に想定される。

また、請求人は「議事録には、発言者の氏名及び発言内容が記載されている。」と主張しているが、議事録はあくまで要旨を記載したものであり、会議での発言を反訳したものではない。そもそも、役員会議事録（文書名「大学役員会での審議結果について」）については、発言者の氏名及び発言内容は記載されていない。

(5) 請求人は「出席者が特定されうるとは当然想定されていると考えるべきである。」と主張している。しかし、規則等により出席者の特定が可能であることと、画像に

より発言者の特定が可能であることは意味合いが異なるものである。

また、請求人は「出席者は、本件画像データの録画に自発的に応じているのであって、「みだりに撮影」されたとはいえない。」と主張する。しかし、カメラをオンにすることに応じたことをもって、公開について了解したとは言えない。

請求人は「既に議事録において氏名及び発言内容が公表されている以上、音声データのみを非公開とするのは不合理である。」と主張している。

しかし、議事録は要旨を記載したものであり、発言の一言一句を認識することが可能となる本件録音データと同等のものとは言えない。

(6) 請求人は「特定の情報(個人名、顔映像、音声の加工)を削除・加工することは十分可能かつ容易である。」と主張する。しかし、削除部分を復元することが技術的に可能な場合があり、そういった可能性を排除したデータに加工することは容易とは言えない。

(7) 請求人は「情報の秘匿を諮っている(原文ママ)可能性がある。」と主張する。

しかし、処分庁は、「教授会、役員会が録音・録画された画像データ・音声データ」はその存否に関わらず非公開部分であったため「公文書を保有していないことによる非公開決定通知書」に記載をしなかったにすぎない。

また、請求人は「Zoomを用いたWeb会議であれば録音・録画データが自動的に保存され则认为られる。また、議事録作成のために録音がされているとすれば、その保存は一律になされているはずである」と主張する。

しかし、大学役員会ではZoomの会議において録画・録音の自動保存はしていない。また、議事録作成のための音声録音も保存されていない。

(8) 請求人は、画像データについて「*****肖像権が侵害されるおそれは考えにくい」と主張しているが、*****判断に影響を及ぼすものではない。

また、請求人は音声データについて「議事録と一致しており」と主張しているが、議事録は要旨を記載したものであり、一語一句一致しているものではない。さらに、「本件は特定個人の請求人による情報公開請求であり、インターネットによる公開を前提とした議論は当たらない」と主張しているが、現実的にインターネット上にデータをアップロードすることは可能である。

5 審査会の判断

(1) 教授会及び大学役員会について

大学は、学校教育法第1条で規定された学校であり、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、その成果を広く社会に提供すること」(同法第83条)を目的としている。この目的を達成するには、外部からの干渉を受けることなく、大学が自らの判断で研究・教育活動を行うことが不可欠であり、憲法第23条の学問の自由やその制度的保障である大学の自治において保障されているところである。

大学には、学校教育法第 93 条の規定により教授会が設置され、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与並びに教育研究に関する重要な事項について審議し、これらの事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとされている。神戸市外国語大学においては、教授会の組織や運営については、神戸市外国語大学教授会規則によって定められ、教授、准教授、専任講師及び助教により構成されている。

また、神戸市外国語大学には、教育・研究に関する事項について、学長決定を補佐するための機関として、神戸市外国語大学役員会規則によって大学役員会が設置されている。大学役員会は、学長、副学長、大学事務局長をもって組織されており、処分庁によれば、もっぱら情報共有及び意見交換の場として設置されたものであるとのことであった。

これらの教授会や大学役員会における審議は、大学運営における最終的な権限と責任を有する学長に対して意見を具申あるいは助言し、その決定に影響を及ぼすものであるから、学問の自由及び大学の自治の観点から、構成員の自由な発言が阻害されることのないよう、配慮する必要がある、情報公開請求があった場合の公開又は非公開の判断に際しても、このことに留意しなければならない。

(2) 本件公文書について

ア 教授会 ZOOM 録画データ

神戸市外国語大学教授会の Zoom 録画データである。請求人が上記 2 (1) ア「①当該教授会が録音・録画された画像データ」、「②当該教授会が録音・録画された音声データ」として請求した内容に対応する公文書として特定したもので、画像データ（音声付き）と音声データのファイルがある。

処分庁によると、請求人が指定した日時の教授会（全 6 回分）は、いずれも Zoom 配信による Web 会議として実施し、議事録作成のために録画データを保存していたとのことであった。処分庁は、当該全 6 回分の Zoom 録画データ（以下「教授会データ」という。）を、その全てが条例第 10 条第 1 号ア及び同条第 4 号に該当するとして非公開としている。

イ 役員会 ZOOM 録画データ

神戸市外国語大学役員会の Zoom 録画データである。請求人が上記 2 (1) イ「②当該役員会が録音・録画された画像データ」、「③当該役員会が録音・録画された音声データ」として請求した内容に対応する公文書として特定したもので、画像データ（音声付き）と音声データのファイルがある。

処分庁によると、請求人が指定した回の大学役員会のうち、第 26 回については対面形式のみでの実施、第 27 回及び第 28 回は Zoom 配信による Web 会議として実施、第 35 回は対面形式で実施し Zoom 配信も行ったということであった。また、Zoom 配信を行った第 27 回、第 28 回、第 35 回のうち第 27 回については録画をしていなかったため、録画データを保有しているのは、第 28 回及び第 35 回の 2 回分ということであった。処分庁は、当該 2 回分の役員会の Zoom 録画データ（以下「役員会データ」という。）を対象文書として特定し、その全てが条例第 10 条第 1 号ア

及び同条第4号に該当するとして非公開としている。

(教授会データ及び役員会データをあわせて、以下「本件データ」という。またそのうち画像データ(音声付き)については、以下「本件画像データ」といい、音声データについては、以下「本件音声データ」という。)

ウ 役員会資料

大学役員会の議題説明時に使用した配布資料である。請求人が上記2(1)イ「⑥当該役員会の議題に関して、当該役員会で配布された資料、事前配布された資料等の関連資料」として請求した内容に対応する公文書として特定したもので、処分庁は全て公開している。

エ 役員会での審議結果について

大学役員会での審議結果についてまとめた書類である。決定事項や報告事項の議題、その決定内容が簡潔にまとめられており、処分庁は全て公開している。

(3) 争点について

処分庁は、本件公文書のうち本件データは、その全てが条例第10条第4号に該当するとして、非公開とする本件処分を行い、その後、弁明書にて条例第10条第1号アにも該当するとして処分理由の追加を行った。

これに対し、請求人は当該データが条例第10条第1号ア及び同条第4号には該当せず、仮にその一部に非公開事由に該当する情報が記録されていたとしても、その部分のみを非公開とし、その他の部分を公開すべきと主張している。

また、請求人は、処分庁が弁明書において存在しないと主張した「第26回および第27回の大学役員会の録音・録画された画像データ・音声データ」(以下、「第26回・第27回役員会データ」という。)について、本件非公開決定通知書に記載がなかったことから、処分庁が情報の秘匿を図って不当に非公開としている疑いがあると主張している。

したがって、本件の争点は、本件処分において非公開とした「当該教授会及び役員会が録音・録画された画像データ、音声データ」の条例第10条第1号アの該当性、同条第4号の該当性及び条例第11条所定の部分公開義務の該当性並びに「第26回・第27回役員会データ」の存否である。

以下、検討する。

(4) 条例第11条部分公開義務の該当性について

条例第11条は、公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、「その記録されている部分を容易に、かつ、公文書の公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、公開請求者に対し、その記録されている部分を除いた部分につき公文書の公開をしなければならない。」と規定している。

請求人は、本件データは画像及び音声データであり、その内容の一部を切り取ることは技術的に容易であり、仮に一部が切り取られたとしても議題やテーマごとに分離可能であるから、部分開示は本件請求の趣旨を損なうものではないと主張する。

これに対し、処分庁は、一部を分離することが技術的に可能であるものの、容易

であるとまではいえず、また削除部分を復元することが技術的に可能な場合があり、そういった可能性を排除したデータに加工することについても容易とは言えないため、条例第 11 条所定の部分公開義務を負わないと主張している。

処分庁に確認したところ、加工用ソフトウェアは保有しており、データの一部を切り取る加工自体は可能であるが、加工場所の特定及び加工作業に労力を要することであった。

ここで、条文の「公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できる」とは、一般に請求人の知りたいと思う情報が、非公開情報を分離した残りの公文書によっても知りうる状態に分離できる場合をいう。本件データの公開請求の趣旨は、教授会及び大学役員会における議事内容、各参加人の発言内容、議決事項の把握等と推察されるところ、その趣旨を損なわないためには、音声部分について文章として内容が判別できる程度にまとまりを保つ必要があり、請求人は「仮に一部が切り取られたとしても議題やテーマごとに分離可能であるから、部分開示は本件請求の趣旨を損なうものではない」と主張していることから、議題ごと等のまとまりで本件データが公開されるのであれば、公開請求の趣旨を損なわずに情報が分離されていると考えられる。

一方、条文の「容易に」とは、公開部分と非公開部分との分離又は部分公開の決定をした公文書の複写物の作成につき、公文書を汚損、破損することがなく過大な費用、労力を要しない場合等をいう。本件データを見分したところ、会議の開始から終了まで連続して画像や音声記録されたものであって、会議全体の総時間は 19 時間に及ぶものであった。また、本件データの公開部分と非公開部分との分離の判断及び作業は、画像や音声を逐一確認しながら行う必要があるため、いわゆる議事録における文字情報のマスキング処理を行うよりも労力がかかることは明らかである。しかしながら、処分庁は加工用ソフトウェアを保有しているとのことであり、職員の通常の業務に支障が生じない程度において分離作業を行うことは不可能とまではいえない。

以上のことから、本件においては、会議における発言内容を単語や文節ごとではなく、議題ごと等のまとまりで公開又は非公開の判断を行い分離する方法をとるのであれば、部分公開の義務に該当するといえる。

(5) 本件画像データについて

① 条例第 10 条第 1 号アの該当性について

条例第 10 条第 1 号アは、「特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報であつて」、「公にしないことが正当であると認められるもの」について、公開しないことができる旨規定している。

本件画像データには、出席者の容姿、音声、配布資料の画像が記録されているが、出席者の容姿や音声はもとより、その発言内容や資料にある発言者氏名・職名、その他教員等の氏名・職名、学生氏名・学籍番号・学籍異動などの情報は、特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報に該当する。

処分庁は、本件画像データには、出席者の容姿が記録されているため、特定の個人が識別されうる情報であり、これを公開することは肖像権を侵害するおそれがあり、これを公にしないことが正当であると認められる旨主張する。

これに対し、請求人は、(ア) 本件教授会や大学役員会の出席者は規則等において明らかにされているため特定されうることは当然想定されている、(イ) 出席者が公的な立場で職務を遂行中に、本人が承諾して撮影された議事の様子を公開したとしても肖像権の侵害には当たらない、(ウ) 出席者の容姿について公開されるのは顔（あるいは上半身）のみであるため受忍すべき限度内である、などと主張している。

本件画像データを見分したところ、議題説明時に資料を映すほかは、大部分は発言者の上半身を映したものであった。ただし、対面形式で行われた第 35 回大学役員会については、会議室全体を映したものであった。

一般に、公務員の職務遂行情報は、その公益性及び行政の説明責任から条例第 10 条第 1 号アに規定する「公にしないことが正当であると認められるもの」に該当しないとして原則公開とされている。処分庁である神戸市公立大学法人は、一般地方独立行政法人であり、その職員の身分は、市の派遣職員を除き、公務員にはあたらないが、条例第 2 条第 3 号に定められた実施機関に位置付けられた組織に属する職員であることから、公務員と同様にその職務遂行情報（以下、「公務員等の職務遂行情報」という。）は公開とすべきである。

本件画像データ中の出席者の容姿については、処分庁の職員の職務中に撮影された映像であり、公務員等の職務遂行情報に該当するといえる。しかしながら、職務遂行中であるとはいえ、その容姿を一般に公開されることまでが求められているとは、社会通念上考えることはできず、職員等のプライバシーに配慮すべき情報といえることから、公にしないことが正当であると認められる。したがって、出席者の容姿が映っている本件画像データは条例第 10 条第 1 号アに該当する。

また、上記 5（4）で述べたように、大部分を占める出席者の容姿以外の部分を公開したとしても、公開請求の趣旨を損なわない程度の公開とはいえないことから、本件画像データを非公開としたことは妥当である。

なお、処分庁は本件画像データが条例第 10 条第 4 号にも該当すると主張しているが、本件画像データが同条第 1 号アに該当し、部分公開義務もないと判断した以上、審査会としては判断しない。

(6) 本件音声データについて

教授会及び大学役員会の議事進行を確認すると、議長の進行のもと、議題ごとに各担当者から説明や報告がなされた後、審議等がされる流れとなっている。

また、教授会の議題は、(i) 理事会報告、(ii) 理事長・学部長報告、(iii) 審議事項、(iv) 委員会・部会報告、(v) その他に分けられており、大学役員会の議題は、(i) 審議事項、(ii) 報告事項、(iii) その他に分かれている。

処分庁は、本件音声データについて、条例第 10 条第 1 号ア及び同条第 4 号に該当

するとしてその全てを非公開としている。その理由は、全体を通じて記録されている出席者の音声は、発言内容から特定の個人が識別されうる情報であり、また、口頭での生の発言が公開されとなれば、今後の教授会や大学役員会において出席者の発言に心理的制限がかかり、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると主張している。

しかしながら、上記5（5）で述べたように、特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報であっても、公務員等の職務遂行情報は、その公益性及び行政の説明責任から公開すべき情報にあたる。また、本件音声データに記録されている出席者の音声そのものについては、非公開とすべき特段の事情が認められない限り、本件画像データに記録された出席者の容姿ほどのプライバシー性を有しているわけではなく、条例第10条第1号アを理由として全て非公開と判断することはできない。

したがって、本件音声データについては、その発言内容ごとに公開又は非公開の判断をすべきである。

なお、請求人は、本件請求によって公開された教授会及び大学役員会の議事録には、発言者の氏名及び発言内容が記載されている以上、本件音声データのみを非公開とするのは不合理であるとの主張をしているが、本件請求において、議事録の請求があったのは大学役員会のみであり、処分庁によると、大学役員会の議事録は作成していないということであった。

一方、処分庁は、本件請求内容のうち「大学役員会での審議結果について」と題する文書の請求に対して、当該件名である文書を特定し公開しているが、弁明書では当該文書を「役員会議事録」と表現している。当該文書を見分したところ、当該文書は議題項目とその決定事項等の内容が数行で簡潔に記載されている書類であり、発言者名や議事要旨などの記載はなく、いわゆる議事録と呼べる文書ではなかった。

また、教授会の議事録について処分庁に確認したところ、本件処分によって公開された事実はなく、*****、後日、議事要旨をまとめた議事録を情報提供として交付したということであった。しかし、*****、提供された教授会の議事録によって得られた情報の範囲と同等の公開を求めるのは失当である。

以上のことを踏まえ、本件音声データについては、「発言者氏名・職名」及び「発言内容」に分けて、その公開及び非公開について検討することとする。

① 発言者氏名・職名について

発言者の氏名や職名の音声情報は、発言者が自ら名乗る場合、議長が発言を促し呼びかける場合、あるいは、他の発言者が言及する場合がある。

議事進行並びに教授会の(i)～(iv)及び大学役員会の(i)・(ii)の議題の説明、報告については、議長あるいは議題を所管する部署又は会議体を代表する者としての立場からなされた発言であり、職務上のものと認められるため、その発言者氏名・

職名については、公務員等の職務遂行情報に該当する。したがって、上記5（5）①で述べたとおり、議事進行並びに教授会の(i)～(iv)及び大学役員会の(i)・(ii)の議題の説明、報告における発言者氏名・職名については、特定の個人が識別される情報に該当するが、公にしないことが正当であると認められるものには当たらないため、条例第10条第1号アに該当しない。また、議事進行や議題の説明、報告を行う者として当然に想定される発言者の氏名・職名であるため、条例第10条第4号にも該当せず、公開すべきである。

一方、議題の報告や説明に対して出される質問や意見については、大学役員、教授、准教授、専任講師、助教等が、それぞれの立場から自己の意見を自由に発言していると考えられるが、上記5（1）で述べたように、大学の自律的な運営を行う上で、教授会や大学役員会における自由闊達な審議や意見交換は十分に保障されなければならない。発言者名等が公にされることで、外部からの直接的な干渉のおそれがあるなど、発言者の心理的安全性が損なわれ、発言に対する不安や萎縮から結果的に自由な発言が妨げられることが考えられる。したがって、議題報告・説明後の質問や意見部分の発言者氏名・職名については、公務員等の職務遂行情報ではあるが、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が著しく損なわれると認められることから、条例第10条第4号に該当し、処分庁が非公開としたことは妥当である。

また、教授会の「(v)その他」及び大学役員会の「(iii)その他」の議題については、議題を所管する部署又は会議体を代表する者としての立場から発言されたものと、大学役員や教授等により、それぞれの立場から自己の意見として発言されたものがある。当該議題報告・説明時の発言者の氏名・職名は、その発言内容により、前者であれば、上述したとおり条例第10条第1号及び同条第4号には該当せず公開すべきであるが、後者であれば条例第10条第4号に該当し非公開とするのが妥当である。

② 発言内容について

教授会及び大学役員会における発言内容は、(I)議事進行部分、(II)議題報告・説明部分、(III)審議事項の投票・賛否部分、(IV)議題報告・説明への質問・意見部分、(V)質問・意見への回答部分に分けられる。

(I) 議事進行部分

議事進行は、教授会においては学部長が、大学役員会においては学長が行っており、その発言内容については議題や説明者の紹介、発言者の指名、採決の確認など一般的な議事進行にあたっての発言にすぎず、公開すべきである。

(II) 議題報告・説明部分

審査会が確認したところ、議題報告や説明における発言内容のなかには、学生氏名、学籍番号、休学理由、非常勤講師の職歴などプライバシー情報に該当すると考えられる内容や、審議中の採用人事情報や他大学との協定更新に関する情報など審議検討等情報に該当すると考えられる内容、入試運営体制の検討情報など事務事業執行情報に該当すると考えられる内容が含まれている。しかし、処分庁は

全体として条例第10条第1号ア及び同条第4号に該当するとしか主張していないことから、あらためて発言内容ごとに公開又は非公開の判断をすべきである。判断にあたっては、学問の自由及びその制度的保障である大学の自治で認められている権利に留意して慎重に判断を行うべきである。

(Ⅲ) 審議事項の投票・賛否部分

教授会における審議事項は、神戸市外国語大学教授会規則により、学生の入学、卒業に関する事項、学位(学士号)の授与に関する事項、及び教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものと規定されている。また、大学役員会においては、必要と判断された事項について審議を行っている。

これらの審議事項の投票・賛否部分については、大学の自治を保障する上で、出席者の公正で自由な意思による決議が求められる事項であり、厳正に取り扱わなければならない。審議事項の賛否や投票行動が公にされるのであれば、外部からの干渉や圧力などにより、意思決定の中立性が著しく損なわれること、また、適正な会議運営が損なわれ当該事務の適正な遂行に著しい支障を生じることが考えられることから、審議事項の投票・賛否部分は、条例第10条第4号及び同条第5号に該当する。したがって、処分庁が非公開と判断したことは妥当である。

(Ⅳ) 議題報告・説明への質問・意見部分

議題の報告や説明に対して出される質問や意見については、上記5(6)①で述べたように、教授等が、それぞれの立場から自己の意見を自由に発言していると考えられる。

これらについても、大学の自治を保障する上で、出席者が自由な意思に基づく発言ができるよう最大限の配慮がなされる必要がある。

発言の事実や発言内容が明らかにされると、今後の教授会や大学役員会において、出席者に心理的な制限がかかり、自由、闊達な審議、検討や率直な意見の交換ができなくなり、意思決定の中立性が著しく損なわれると認められることから、議題報告・説明への質問・意見部分は条例第10条第4号に該当し、処分庁が非公開と判断したことは妥当である。

(Ⅴ) 質問・意見への回答部分

議題の報告や説明に対して出される質問や意見に対する回答部分を公にすれば、当該質問や意見の内容が明らかになるため、上記(Ⅳ)と同様の理由から、条例第10条第4号に該当し、処分庁が非公開と判断したことは妥当である。

(7) 第26回・第27回役員会データの存否について

請求人は、本件非公開決定通知書に第26回・第27回役員会データについて記載がないが、処分庁が弁明書において当該文書が存在しないと主張したことから、処分庁が当該文書を非公開とするべく、非公開の理由を変遷させ、情報の秘匿を図っている可能性がある」と主張する。

これに対し処分庁は、第26回は対面形式のみで実施したため、また第27回はWeb

会議で実施したが録画はしていなかったため、Zoomデータは存在しておらず、本件非公開決定通知書に記載しなかったのは、その存否に関わらず、条例第10条各号の非公開事由に該当する情報であったためと主張する。

処分庁に確認したところ、大学役員会は、議題の内容や参加者が対面出席可能かなどの事情を考慮して開催方法をその都度決定しており、第27回及び第28回は審議事項がなかったためWeb会議で実施したということであった。また、大学役員会については、議事録は作成しておらず審議結果を簡潔にまとめる程度であり、Web会議を録画するかは特に定めておらず、担当者の判断で記録用として録画する場合があり、第28回及び第35回については記録が残っていたとのことであった。

以上のことから、処分庁の説明に不合理な点は認められず、また、請求内容に合致する記録の存在をうかがわせる事実も認められないことから、処分庁が第26回・第27回役員会データを公開しなかったことは妥当でないとはいえない。

(8) 付言

条例第13条第2項は、実施機関は、公開請求に係る公文書を保有していないときは、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないと定めているところであるが、本件請求においては、処分庁は「大学役員会の議事録」及び「第26回・第27回役員会データ」を保有していないにもかかわらず、当該文書を本件非公開決定通知書に記載していなかった。さらに、「第27回役員会データ」については、保有していないにもかかわらず、誤って公開決定通知書に記載していた。

その結果、請求人は本件請求における文書特定や公開・非公開の判断に対して不信感を抱くに至っており、処分庁においては、決定通知書の作成にあたっては、その決定内容が請求者に間違いなく正確に伝わるよう、慎重に行うべきである。

(9) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(別表)

非公開情報		審査会 判 断	非公開事由
本件画像データ		非公開	10条1号ア
本件音声データ			
①発言者の氏名・職名			
教授会の(i)理事会報告、(ii)理事長・学部長報告、 (iii)審議事項、(iv)委員会・部会報告及び大学役員会 の(i)審議事項、(ii)報告事項における議題の説明及 び報告者		公開	—
議題の報告や説明に対して出される質問や意見の発 言者		非公開	10条4号
教授会の(v)その他及び大学役員会の(iii)その他に おける議題の所管部署又は会議体の代表者としての 立場から発議された議題の説明者		公開	—
教授会の(v)その他及び大学役員会の(iii)その他に おけるそれぞれの立場から自己の意見として発議さ れた議題の説明者		非公開	10条4号
②発言内容			
(I)議事進行部分		公開※	—
(II)議題報告・説明部分		要判断	—
(III)審議事項の投票・賛否部分		非公開	10条4号・5号
(IV)議題報告・説明への質問・意見部分		非公開	10条4号
(V) 質問・意見への回答部分		非公開	10条4号

※非公開情報は除く

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審 査 会	経 過
令和6年8月8日	—	* 請求人から審査請求書を受理
令和7年1月20日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和7年2月14日	—	* 請求人から反論書を受理

令和 7 年 3 月 13 日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和 7 年 4 月 4 日	—	* 請求人から反論書を受理
令和 7 年 4 月 30 日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和 7 年 6 月 27 日	—	* 諮問書を受理
令和 7 年 7 月 15 日	第380回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和 7 年 8 月 29 日	第381回審査会	* 審議
令和 7 年 9 月 29 日	第382回審査会	* 審議
令和 7 年 10 月 20 日	第383回審査会	* 審議
令和 7 年 11 月 17 日	第384回審査会	* 審議